

津山市中心市街地クーポン券

商店街に行く券けん

取扱店募集のお知らせ

平素より、当社の事業に特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、津山市は、新型コロナウイルス感染症の拡大で低下した中心市街地の回遊性を取り戻すために、中心市街地の魅力を高め賑わい創出に資する取り組みとして、中心商店街等の店舗で使用できるクーポン券を発行することになり、これを受けて、津山街づくり株式会社は、同券の発行・換金を行うこととなりました。

つきましては、当該クーポン券の取扱店を募集いたしますので、是非お申込みいただきますようご案内申し上げます。

令和2年12月吉日

クーポン券発行者：津山街づくり株式会社

【お問い合わせ先】

津山街づくり株式会社

〒708-8520 岡山県津山市新魚町17番地

TEL 0868-31-2001 FAX 0868-22-1055

津山市中心市街地クーポン券「商店街に行く券」 取扱店申込書

右記の「取扱店募集要項」に同意し、津山市中心市街地クーポン券「商店街に行く券」の取扱店に申し込みいたします。

申込日：令和 年 月 日

津山街づくり株式会社 御中

事業所名 または 代表団体名	〈フリガナ〉 (印)		
所在地	〒		
代表者名	〈フリガナ〉		
連絡先	〒	TEL : FAX : (担当者名)	
業種			
応募資格	<input type="checkbox"/> 石垣	<input type="checkbox"/> うまい券	<input type="checkbox"/> 商店街組合等・名称
取扱口座 情報	銀行 本店 信用金庫 支店		
	銀行コード		支店コード
	<input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	〈フリガナ〉 〈口座名義〉		

《金融機関》 津山市内にある下記の本支店をご記入ください。

中国銀行・津山信用金庫・鳥取銀行・トマト銀行・山陰合同銀行・広島銀行

取扱店募集要項

1. 商店街に行く券について

- ① 名称：津山市中心市街地クーポン券「商店街に行く券」
- ② 発行総額：500万円(1,000円×5,000枚)
- ③ 応募内容：取扱店舗で税込2,000円分のお食事やお買い物をした方に、取扱店舗で使える1,000円のクーポン券を発行。
- ④ 応募方法：期間中に取扱店でお食事やお買い物をされたレシート・領収証(複数可)を応募券引換所(アルネ・津山5階・津山街づくり株式会社内)にご持参いただき、合計金額2,000円(税込)ごとに応募券1枚(1枚のレシート・領収証で10枚まで)を発行。必要事項を記載して応募券引換所に設置の応募ボックスから応募。応募者多数の場合、抽選で当選者にクーポン券を送付。
- ⑤ 応募対象買物期間：令和3年1月12日(火)～令和3年1月24日(日)
- ⑥ 応募期間：令和3年1月12日(火)～令和3年1月25日(月)
- ⑦ クーポン券有効期間：令和3年2月1日(月)～令和3年2月28日(日)
- ⑧ 換金期限：令和3年3月10日(水)

2. 取扱店について

- ① 取扱店
 - ・店舗が中心市街地内にあり、「石垣」または「うまい券」に登録があること。
 - ・店舗が中心市街地内にあり、商店街組合等の組織に所属していること。
 - 上記いずれかの条件を満たす店舗。
 - ※業種別ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に協力していること。
- ② 以下の(1)～(5)に該当する事業者を除いたものとする。
 - (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第4号および第5号に規定する営業を行っている事業者
 - (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - (3) 次頁「4. クーポン券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
 - (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する事業者
 - (5) その他、本事業の趣旨・目的に照らして適当でないと発行者が判断する事業者

3. 取扱店の責務

- ① クーポン券の換金が振込の場合、手数料は発行者にて負担します。発行者が指定する金融機関に取扱口座が無い場合は、新しく開設してください。
- ② 取扱店であることが明確になるよう、発行者が指定する「取扱店用ポスター」を利用者の分かりやすい場所に掲示してください。
- ③ 利用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る前に問題がないか確認し、偽造防止加工が無い、色合いが明らかに違う等、偽造されたクーポン券と判断できる場合は、受け取りを拒否し、その事実を警察へ通報するとともに、その旨を発行者へ報告してください。

- ④ クーポン券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため、所定欄に取扱店名を記入、または押印してください。
- ⑤ クーポン券の交換、譲渡および売買は固く禁じます。
- ⑥ クーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は、取扱店の責任となります。

4. クーポン券の利用対象にならないもの

- ・ 現金および他の商品券、電子マネー、図書券など換金性があり広域的に流通しうるもの、また、国、地方公共団体等への支払いや公共料金（電気料・電話料・水道料・租税公課など）。
 - ・ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第4号および第5号に規定する営業にかかるもの。
 - ・ 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入品等に関するもの。
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
 - ・ その他、取扱店が特別に指定した商品等。
- ※その他、本クーポン券の利用対象とならないものが追加される場合があります。

5. 注意事項

- ・ 他の商品券や現金との交換および売買は固く禁じます。
- ・ クーポン券額面以下の利用であっても、おつりは出ません。
- ・ 不足分は現金で受け取ること。
- ・ 有効期限を過ぎたクーポン券は、受け取らないこと。
- ・ 取扱店で独自にクーポン券の利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、その旨を明示すること。
- ・ クーポン券の盗難、紛失、滅失、偽造、模造等に対し、発行者は責任を負いません。

6. 取扱店お申し込み方法

- ① 申 込 方 法：「取扱店募集要項」に同意の上、「津山市中心市街地クーポン券『商店街に行く券』取扱店申込書」（中面左側）に必要事項を記入し、津山街づくり株式会社（アルネ・津山5階）へ持参、郵送またはFAXにて提出してください。
※FAXの場合は、必ず送信確認のお電話をお願いいたします。
- ② 申込書提出先：津山街づくり株式会社
〒708-8520 岡山県津山市新魚町17番地
TEL (0868) 31-2001 / FAX (0868) 22-1055
- ③ 受 付 時 間：午前10時から午後6時まで
- ④ 申 込 期 間：令和2年12月15日(火)～令和2年12月29日(火)
※お申し込みされた取扱店につきましては、津山街づくり株式会社にて取扱店用ポスターをお渡しします。また、Webページ「つやまちインフォ」の「取扱店一覧」にて掲載します。なお、申込締切後も令和3年2月28日(日)まで取扱店は随時募集します。
- ⑤ そ の 他：申込受付を完了した旨の連絡はいたしませんので、ご了承ください。
※取扱店に該当しない場合は、当社から連絡させていただきます。

